

## 大阪市児童福祉施設最低基準条例案

### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、児童福祉法の例による。

### (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第2条から第14条の3までの規定及び次の各号に掲げる児童福祉施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

- (1) 助産施設 設備運営基準第15条から第18条まで
- (2) 乳児院 設備運営基準第19条から第25条まで
- (3) 母子生活支援施設 設備運営基準第26条から第31条まで
- (4) 保育所 設備運営基準第32条から第36条の3まで（第32条第2号及び第3号並びに第33条第2項を除く。）及び第94条
- (5) 児童厚生施設 設備運営基準第37条から第40条まで

- (6) 児童養護施設 設備運営基準第 41 条から第 47 条まで
- (7) 情緒障害児短期治療施設 設備運営基準第 72 条から第 78 条まで
- (8) 児童自立支援施設 設備運営基準第 79 条から第 88 条まで
- (9) 児童家庭支援センター 設備運営基準第 88 条の 2 から第 88 条の 4 まで

(保育所の乳児室又はほふく室の面積に係る基準)

第 4 条 保育所の乳児室又はほふく室の面積に係る基準は、乳児 1 人につき 5.0 平方メートル以上、設備運営基準第 32 条第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とする。

2 保護者からの保育の実施の申込みがあり、前項の基準に従うことにより当該申込みに係る児童の保育を当該申込みに係る保育所において行うことができない場合において、当該保育所における児童の受入れの体制その他の事情を考慮して市規則で定めるところにより市長が適当と認めるときは、当該保育所の乳児室又はほふく室の面積に係る基準は、前項の規定にかかわらず、設備運営基準第 32 条第 2 号又は第 3 号に定めるところによる。

(保育所の保育士の数に係る基準)

第 5 条 保育所の保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 20 人につき 1 人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 6 条第 2 項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育

所」という。)にあっては、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。)と同様に、1日に4時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね25人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上(認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上)とする。ただし、1の保育所につき2人を下ることはできない。

#### (施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 保護者からの保育の実施の申込みがあり、第3条第4号(設備運営基準第32条第6号(保育室に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第4条の規定による基準に従うことにより当該申込みに係る児童の保育を当該申込みに係る保育所(待機児童(保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であって保育所における保育が行われていないものをいう。)の状況を勘案して市長が特別な措置を講ずる必要があるものとして定める区域内に存するものに限る。)において行うことができない場合において、

当該保育所における児童の受入れの体制その他の事情を考慮して市規則で定めるところにより市長が適当と認めるときは、当該保育所の乳児室若しくはほふく室又は保育室の面積に係る基準は、平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り、これらの規定にかかわらず、乳児室又はほふく室にあつては乳児又は設備運営基準第 32 条第 1 号の幼児 1 人につき、保育室にあつては同条第 5 号の幼児 1 人につき、それぞれ 1.65 平方メートル以上とする。

3 この条例の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設の建物のうち、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 71 号。以下「改正省令」という。）附則第 2 条の規定の適用を受けるものに係る児童福祉法第 45 条第 1 項の規定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、第 3 条の規定にかかわらず、設備運営基準（第 19 条第 1 号、第 20 条第 1 号、第 26 条第 1 号及び第 41 条第 1 号（第 79 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）並びに改正省令による改正前の児童福祉施設最低基準（以下「改正前の基準」という。）第 19 条第 1 号、第 20 条第 1 号、第 26 条第 1 号及び第 41 条第 1 号（改正前の基準第 79 条第 2 項において準用する場合を含む。）に定めるところによる。

4 この条例の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の建物のうち、改正省令附則第 3 条の規定の適用を受けるものに係る児童福祉法第 45 条第 1 項の規定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、第 3 条の規定にかかわらず、設備

運営基準（第 19 条第 2 号、第 20 条第 2 号、第 26 条第 2 号及び第 3 号、第 41 条第 2 号（第 79 条第 2 項において準用する場合を含む。）並びに第 74 条第 2 号の規定を除く。）並びに改正前の基準第 19 条第 2 号、第 20 条第 2 号、第 26 条第 2 号及び第 3 号、第 41 条第 2 号（改正前の基準第 79 条第 2 項において準用する場合を含む。）並びに第 74 条第 2 号に定めるところによる。

5 この条例の施行の際現に乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に置かれている家庭支援専門相談員である者のうち、改正省令附則第 5 条の規定により家庭支援専門相談員となったものについては、第 3 条第 2 号（設備運営基準第 21 条第 2 項に係る部分に限る。）、第 6 号（設備運営基準第 42 条第 2 項に係る部分に限る。）、第 7 号（設備運営基準第 73 条第 4 項に係る部分に限る。）及び第 8 号（設備運営基準第 80 条第 2 項に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

6 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長である者のうち、児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 110 号）附則第 2 条の規定の適用を受けるものについては、第 3 条第 2 号（設備運営基準第 22 条の 2 第 1 項に係る部分に限る。）、第 3 号（設備運営基準第 27 条の 2 第 1 項に係る部分に限る。）、第 6 号（設備運営基準第 42 条の 2 第 1 項に係る部分に限る。）及び第 7 号（設備運営基準第 74 条第 1 項に係る部分に限る。）の規定は適用しない。